

# よさこい高知文化祭2026広報等委託業務仕様書

## 1 委託業務名

よさこい高知文化祭2026広報等委託業務

## 2 業務の目的

令和8年秋に本県で開催される「よさこい高知文化祭2026（第41回国民文化祭及び第26回全国障害者芸術・文化祭）」（以下、「文化祭」という。）の情報を分かりやすく伝える特設サイト（以下、「公式ホームページ」という。）の開設やその他広報事業等により、文化祭の認知度の向上、開催機運の醸成を図るとともに、県内外からの参加及び誘客につなげることを目的とする。

※別紙「第41回国民文化祭 第26回全国障害者芸術・文化祭基本構想（案）」（以下、「基本構想（案）」という。）を参照

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 委託業務の範囲

- (1) 公式ホームページの構築等
- (2) 文化祭キャッチフレーズ及びロゴマークの公募、取りまとめ
- (3) 2年前プレイベントの開催
- (4) 広報資材等の作成

## 5 委託業務の内容

- (1) 公式ホームページの構築等
  - ア 公式ホームページの構築
    - (ア) 公式ホームページの構築にあたっては、「基本構想（案）」を参考に、高知県らしく、文化祭の目的にふさわしいものにする。
    - (イ) メインビジュアルは公式ホームページ以外のコンテンツ（ポスター、チラシ、ノベルティ等）で活用することを想定したデザインとすること。
    - (ウ) 公式ホームページのティザーサイトを令和6年7月上中旬までに開設し、その後は段階を追ってコンテンツの追加や更新作業を期日までに行っていくこと。また、Webサーバーについては受注者が用意し、ドメインは発注者が別途指定する。
    - (エ) 公式ホームページの構築にあたっては、「ホームページ作成アクセシビリティガイドライン」（別紙参照）に沿って作成し、令和6年10月31日までに構築を完了すること。
    - (オ) 本仕様書に定める目的、要件等を満たしたうえで、公式ホームページの構成及び機能については、受託者からの提案により実行委員会と協議のうえ、変更できるものとする。
    - (カ) 運営開始後、追加で掲載するコンテンツが生じた場合は、その都度追加や更新作業を期日までに行っていくこと。また、Webサーバーについては、受注者が用意すること。
    - (キ) 公式ホームページに係るバナー広告を作成すること。バナーサイズは7～10種類程度とし、作成するバナーのデザイン、サイズは受注者と発注者で協議のうえ決定する。
  - イ 全体デザインとサイト構成
    - 公式ホームページの全体デザイン、サイト構成の提案にあたっては、以下の点に留意すること。
    - (ア) 別紙「基本構想（案）」、別紙「サイト構成イメージ」及び以下先催県のホームページを参考に、受注者においてデザインすること。また、掲載するコンテンツが増えてきた際に対応

できるデザイン、サイト構成にすること。

- ・「清流の国ぎふ」文化祭 2024

<https://gifu-bunkasai2024.pref.gifu.lg.jp/koku-shou-bunsai/>

- ・ながさきピース文化祭 2025

<https://bunkasai2025.nagasaki-tabinet.com/>

(イ) サイト来訪者が情報を受け取りやすいサイト導線を設計すること。

(ウ) 年齢層などに関わらず、誰もが見やすく、使いやすいものとする。

(エ) 標準的なパソコンのブラウザで表示が可能で、スマートフォン等でも表示できるレスポンシブ Web デザインとし、特にスマートフォンで利用しやすいものとする。

ウ システム設計、管理運営、SEO 対策等

(ア) CMS を採用し、発注者によるコンテンツの作成、更新の容易性を高め、正確さと利便性を図ること。

(イ) CMS は、操作が直感的であるなど、専門的な知識がなくても容易に扱えるようにすること。

(ウ) 以下の解析を毎日できるようにし、それぞれ使用する解析ツールを提案すること。また、他に必要と思われる解析があれば提案すること。

- ・アクセス解析

- ・検索データ分析

(エ) 高知県の文化に関連した検索エンジンからのアクセスを確保するため、必要な SEO 対策をスマートフォン版及び PC 版ともに実施すること。

エ コンテンツ管理業務

サイト全体の軽微な修正などを発注者の指示に基づいて行うこと。頻度は月に 5 回程度を目安とする。なお、発注者は CMS で週に 2 本程度以上、記事を掲載することを予定している。

(2) 文化祭キャッチフレーズ及びロゴマークの公募、取りまとめ

ア 文化祭キャッチフレーズ及びロゴマークの募集チラシの作成（デザイン制作に係る一切の業務、校正、印刷等を含む。）を行うこと。

(ア) 規格

募集チラシ兼応募用紙 20,000 部、A4、両面、フルカラー

(イ) 掲載内容

別紙「よさこい高知文化祭 2026 キャッチフレーズ及びロゴマーク募集要領」のとおり。

(ウ) その他

校正は 2 回程度を予定

イ 文化祭キャッチフレーズ及びロゴマークの募集チラシ兼応募用紙等の配布を行う。なお、次に掲げる配布先へは、令和 6 年 7 月中旬の別途指定する日までに配布を完了させることを必須とする。また、配布先一覧を作成し、配布先、配布数等を事務局に報告すること。

(ア) 配布先（対象数）※ 全て高知県内

小学校（179）、中学校（96）、義務教育学校（4）、特別支援学校（10）、高等学校（43）、専門学校（18）、大学等（8）、市町村（34）

(イ) 要件

- ・各機関 20 部ずつ配布すること。

※小中高においては、各クラス 1 枚を配布することとし、20 クラス以上の学校については、20 クラスを超えた部数を追加すること。

- ・その他、募集効果が望める関係機関等を選定し、配布すること。

ウ 県ホームページで応募開始後、公式ホームページのティザーサイト、公募サイト「koubo」

(<https://koubo.jp/>) 及び「登竜門」(<https://come.japandesign.ne.jp/>) にて応募開始の告知を行うほか、新聞広告（全 7 段・カラー）による広報を実施すること。

エ 応募開始後、ホームページ、メール、FAX、郵送での応募受付を行い、応募数を毎日確認すること。応募に関して問い合わせがあった場合は、適宜対応すること。

オ 応募作品及び応募者のリストを作成すること。募集要領の要件を満たしていない応募を確認

し、応募作品をリスト上で確認できるようにすること。

カ 応募期間は令和6年9月13日（金）までとし、期間終了1週間後を目処に応募があったキャッチフレーズ及びロゴマークの一覧表を作成し、発注者に提出すること。

キ 入賞作品（各3作品）について、登録商標と同じ又は類似したものでないか調査を行い、結果を報告すること。なお、入賞作品が登録商標と同じ又は類似している場合、次点作品の調査を実施すること。

ク ロゴマークについて、手書きの作品が入賞した場合には、手書き作品の電子版を作成すること。

### (3) 2年前プレイベントの開催

ア 令和6年11～12月の間に、「よさこい高知文化祭2026」の2年前プレイベントを実施すること。

イ 2年前プレイベントは、文化祭のPRにつながる内容とし、次の事項を必須とする。

(ア) キャッチフレーズ及びロゴマーク公募に係る入賞者表彰式

(イ) くろしおくん文化祭バージョンお披露目

(ウ) 関係機関と連携のうえ、集客を図るための文化・芸術系イベントの実施

ウ 会場使用及び出演者に係る調整は発注者と受注者が協議のうえ決定する。

エ 2年前プレイベントの実施に係る広報活動は、公式ホームページ、新聞広告（全7段・カラー）等にて実施するほか、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

### (4) 広報資材等の作成

のぼり旗、車用オリジナルマグネットシート、ノベルティ（ポケットティッシュ等）を制作すること。ただし、制作する資材の仕様、個数及び納品時期等については受注者と発注者で協議の上、決定すること。

(5) その他必要な事項については、受注者と発注者で協議の上決定すること。

## 6 納品物について

(1) 契約終了時に、業務完了報告書を提出すること。（電子データ可）

(2) 契約終了時に、発注者が指定する公式ホームページのコンテンツ及び以下の成果品をデータで納品すること。なお、CMSのデータベースについては、特定の機種に依存する形式ではなく、汎用性のある形式で納品すること。

ア 設計書（基本設計書）

イ プログラムやデータを含むシステム一式

ウ キャッチフレーズ及びロゴマーク募集に係るチラシ・ポスター

エ 2年前プレイベント開催時の写真

(3) キャッチフレーズ、ロゴマークの入賞作品の電子データを納品すること。

(4) 広報資材は5（4）のとおり、受注者と発注者で協議のうえ、指定した期日までに納品すること。

## 7 その他

(1) 公式ホームページの構築等については、次のとおり実施すること。

ア 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者に緊密に状況を報告するとともに、指示に応じて修正を行うこと。

イ システム開発に伴う機器やサーバ、SSL認証等は、受注者で用意すること。

ウ ソフトウェアのバージョンアップや修正プログラム適用の実施や外部不正アクセスへの対応などについては、別紙「高知県情報セキュリティポリシー」を参考にしながら、セキュリティに十分配慮すること。

(2) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。

(3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項につい

- ては、必要に応じて、発注者と受注者とが協議のうえ定めること。
- (4) 成果品については、原則として発注者に帰属するものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を発注者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に発注者に申し入れを行い、了解を得ること。発注者に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度発注者と受注者とで協議すること。
  - (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。